

処分等に関する業務規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条第1項第3号の規定に基づき、社団法人日本クレジット協会（以下「**本会**」という。）の会員のクレジット取引に係る違法、不正な行為に対する指導、勧告その他の処分（以下単に「**処分等**」という。）に関し必要な事項を定め、これを厳正に運営することにより、違法行為、不正行為を是正し、クレジット取引の秩序の保持を図り、もってクレジット取引に係る業務の適正な運営の確保と消費者の利益保護を図ることを目的とする。

(調査に対する協力義務)

第2条 会員は、本会が第1条の目的を達成するために必要な調査又は報告及び関係資料等を請求したときは、協力しなければならない。

(処分等の種類)

第3条 本会が行う会員に対する処分等は、次に掲げるものとする。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 会員の権利の停止若しくは制限
- (4) 除名

2 会員は、前項第3号の会員の権利の停止若しくは制限の処分を受けた場合においても、その期間中も会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

(処分等の対象行為)

第4条 本会は、会員が次の一に該当するときは、前条第1項各号に掲げる処分等を科す。この場合において、会員が自らのなした行為が、次の各号に該当しないことを証明した場合はこの限りではない。

- (1) 割賦販売法に基づく罰則、命令又は処分を受けたとき。
- (2) 本会の定款、業務規程、自主規制基本規則その他の規則に違反する行為があったとき。

(調査及び事情説明等)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するために必要なときは、会員に対し期限を定めて報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。

2 会員は、前項の規定に基づく本会の調査に際し、事情説明を行い、自らの正当性を主張することができる。

3 本会は、正当な理由なく、第1項の報告又は資料の提出に応じない会員については、違法行為又は不正行為があったものとみなし、次条による審査委員会に付議するものとする。

(処分等の審議等)

第6条 審査委員会は、前条の規定による調査又は事情説明の聴取等の結果、当該会員の行為が第4条各号に掲げる行為に該当すると認めるときは、当該会員への処分等の可否及び処分等の種類等について審議し、対応方針を決定する。

- 2 審査委員会の委員長は、審査委員会において当該会員への処分等の対応方針を決定したときには、当該対応方針の決定内容等を記載した書面等を自主規制委員会の委員長に提出する。
- 3 自主規制委員会の委員長は、審査委員会から提出された書面に基づき、自主規制委員会を招集し、当該会員に対する処分等について審議し決定する。
- 4 審査委員会及び自主規制委員会は、第1項及び第3項の審議のために必要と認めるときは、当該会員に対し、違反行為又は不正行為に関して説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。

(弁明の機会)

第7条 本会は、前条第3項の審議を行うときは、当該会員に対してあらかじめその旨及び処分等の対象となる理由を通知し、当該会員又は代理人がその処分等を審議する審査委員会若しくは自主規制委員会、理事会又は総会のいずれかに出席して弁明するための機会を与えなければならない。なお、弁明の機会は本会が指定できるものとする。

- 2 前項の通知は、審査委員会若しくは自主規制委員会及び理事会にあっては開催日の7日前までに、総会にあっては開催日の14日前までに、それぞれ書面により当該会員に対して行うものとする。
- 3 本会は、第1項の規定により弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく、当該処分等を審議する自主規制委員会、理事会又は総会を欠席した場合には、第1項の規定にかかわらず、当該処分等を決定することができる。

(処分等の決定、措置及び会員への通知)

第8条 自主規制委員会は、第6条第3項の審議の結果、当該会員に対し処分等を科すことが適当と認めるときは、当該処分等の種類に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 指導及び勧告の場合にあっては、自主規制委員会において当該処分等を決定し、当該処分等の執行を会長に要請する。
 - (2) 会員の権利の停止若しくは制限の場合にあっては、当該処分等に係る審議を理事会で行うよう会長に要請する。
 - (3) 除名の場合にあっては、当該処分等に係る審議を理事会並びに総会で行うよう会長に要請する。
- 2 会長は、前項第1号の要請を受けた場合は、自主規制委員会において決定した処分等を執行する前に、あらかじめ当該会員に対して、処分等の内容、不服申立ての期限、不服申し立ての方法等の手続きを書面により通知し、当該会員から次条第1項に定める不服申し立てがなかった場合、又は不服申し立てがあった場合であっても同条第2項の再審査において処分等が決定された場合には直ちにこれを執行する。
 - 3 会長は、第1項第2号又は第3号の要請を受けた場合は、理事会又は総会を開催し、当該処分等について審議し、当該会員に前条第1項に規定する弁明の機会を与えた上で、処分等を決定したときは直ちにこれを執行する。
 - 4 会長は、自主規制委員会の委員長から第1項各号の要請があったときは、当該会員の商号、処分等の種類を経済産業省に報告するものとする。
 - 5 本会は、処分等を科さないことを決定したときは、直ちに当該会員に対し、その旨及び

その理由を書面により通知するものとする。

(会員の不服申立て)

- 第9条** 会員は、前条第1項第1号の処分等の決定について不服があるときは、別に定める正当な理由がある場合に限り、前条第2項による通知後5営業日以内に、本会对し、書面をもって不服申立てをすることができる。
- 2 本会は、前項の規定による不服申立てがあったときは、理事会において、当該処分等を再審査し、改めて処分等の可否及び処分等の内容を決定する。
- 3 本会は、会員の不服申立てが理事会で承認されないときは、当該審査に要した費用を当該会員に請求することができる。

(処分等の周知及び公表)

- 第10条** 本会は、処分等を科したときは、処分等を受けた会員の商号、当該処分の内容、処分等を決定した理由を他の会員に周知するとともに公表する。

(記録の作成及び保存)

- 第11条** 本会は、会員に対する処分等の審議を行った場合は、その事実経過の記録を作成し、これを保存するものとする。
- 2 前項の記録の保存期間は10年とする。

(秘密保持)

- 第12条** 本会の役員、審査委員会の委員、自主規制委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、会員の処分等に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(細則の制定)

- 第13条** 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を定めることができる。

附 則

この規則は、割賦販売法第35条の18第1項で定める認定割賦販売協会として、経済産業大臣の認定を受けた日（平成21年12月1日）から施行する。